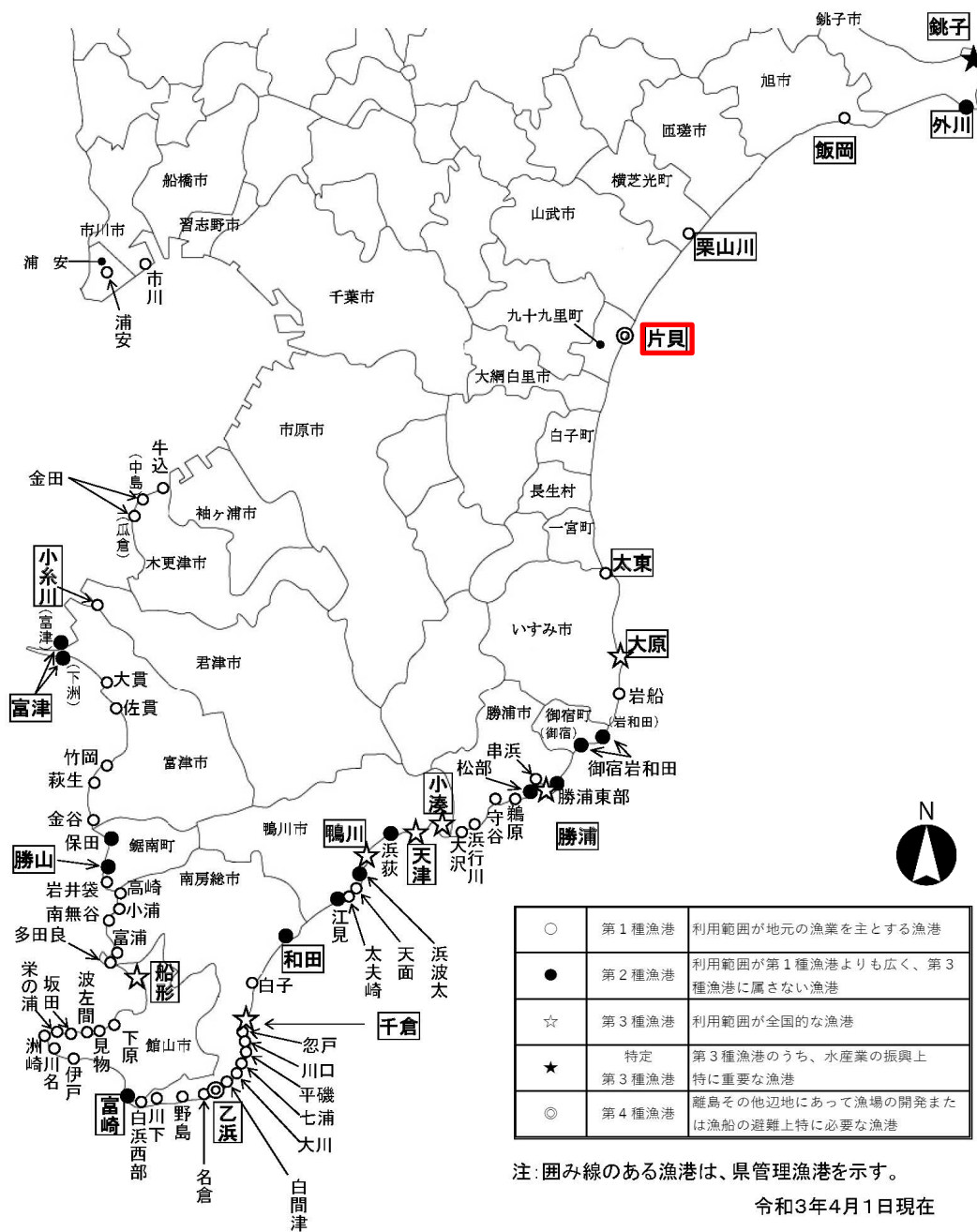


別紙－1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

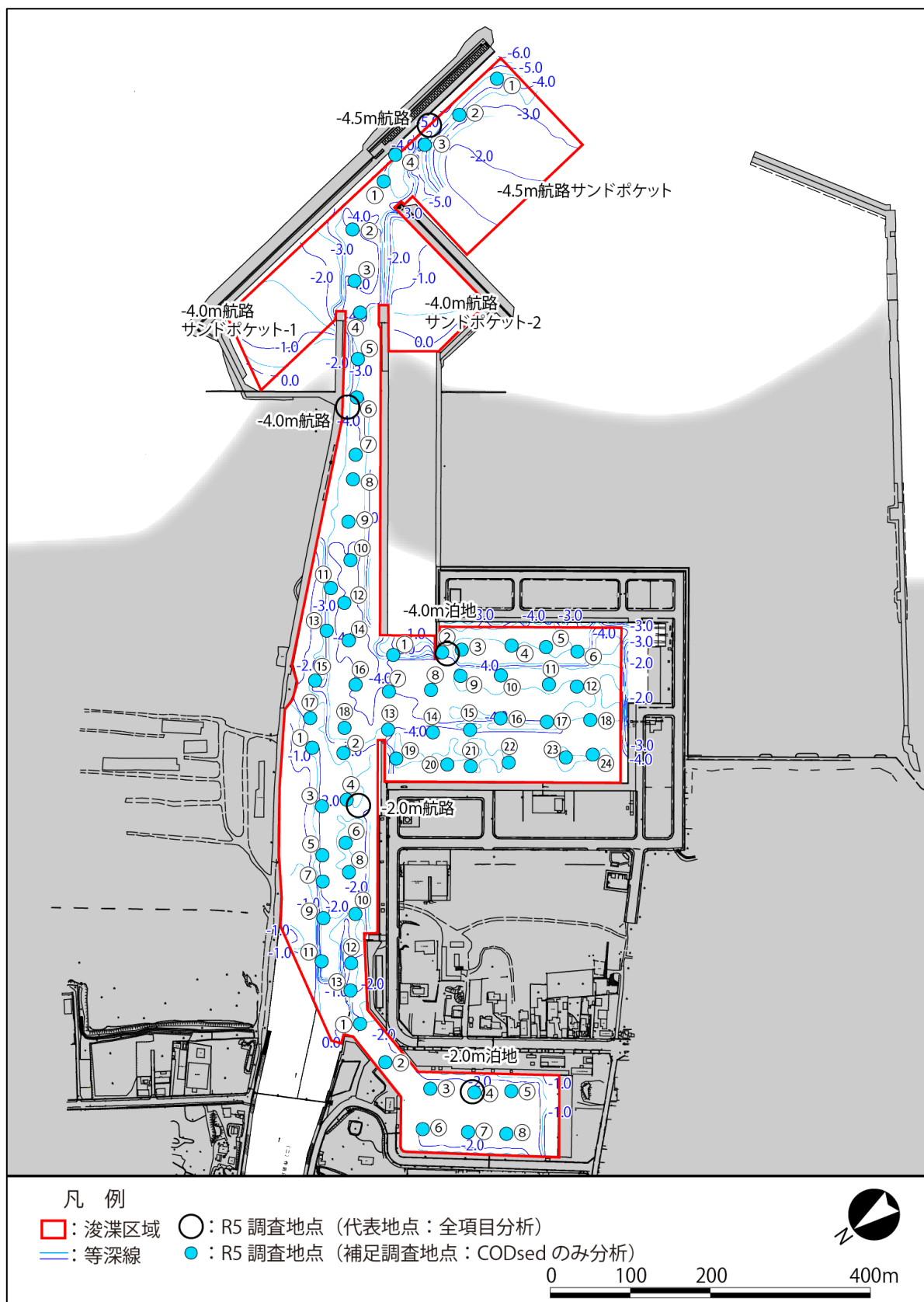
(1) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は千葉県山武郡九十九里町に存する片貝漁港（第4種漁港）（図－1.1 参照）の図－1.2 に示す範囲であり、浚渫する土砂が「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号ロで定める規定を満たしているかどうか確認するための土砂試料採取位置は図－1.2、試料採取位置の採取試料厚と試料採取を行ったコア数（検体数）は表－1.1 のとおりである。なお、分析試料の採取は、令和5年7月26日～28日の3日間、令和6年10月22日～11月14日の4日間、計7日間に実施した。



出典）「千葉県内の漁港位置図」（千葉県 HP、<https://www.pref.chiba.lg.jp/gyokou/opendata/documents/opendata-gyokouichizu.pdf>、令和7年2月閲覧）より作成

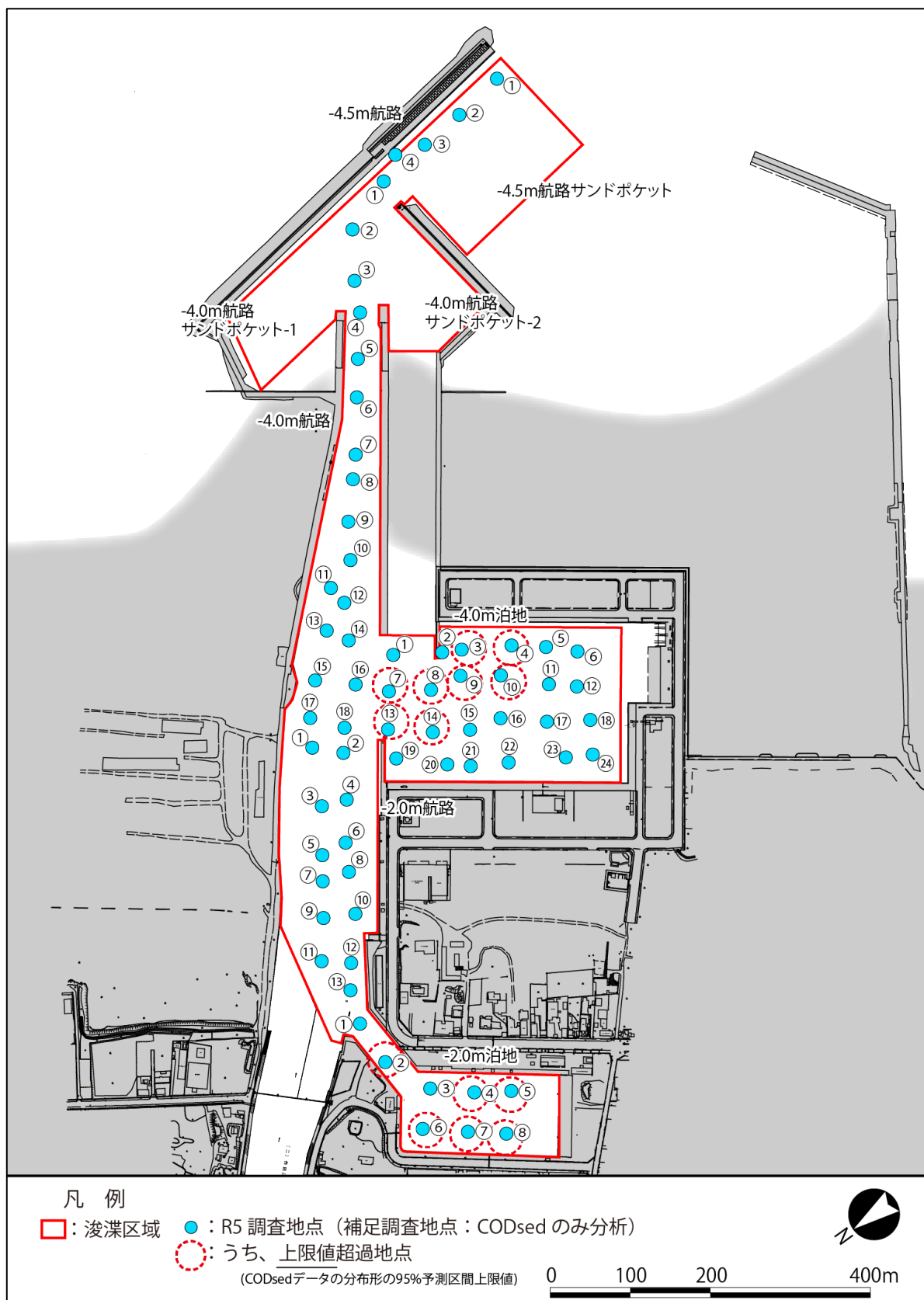
図－1.1 浚渫を実施する漁港の位置



備考) 港内の数値は、現状 (令和 6 年 8 月測量実施) の等深線 (水深: m) を示す。

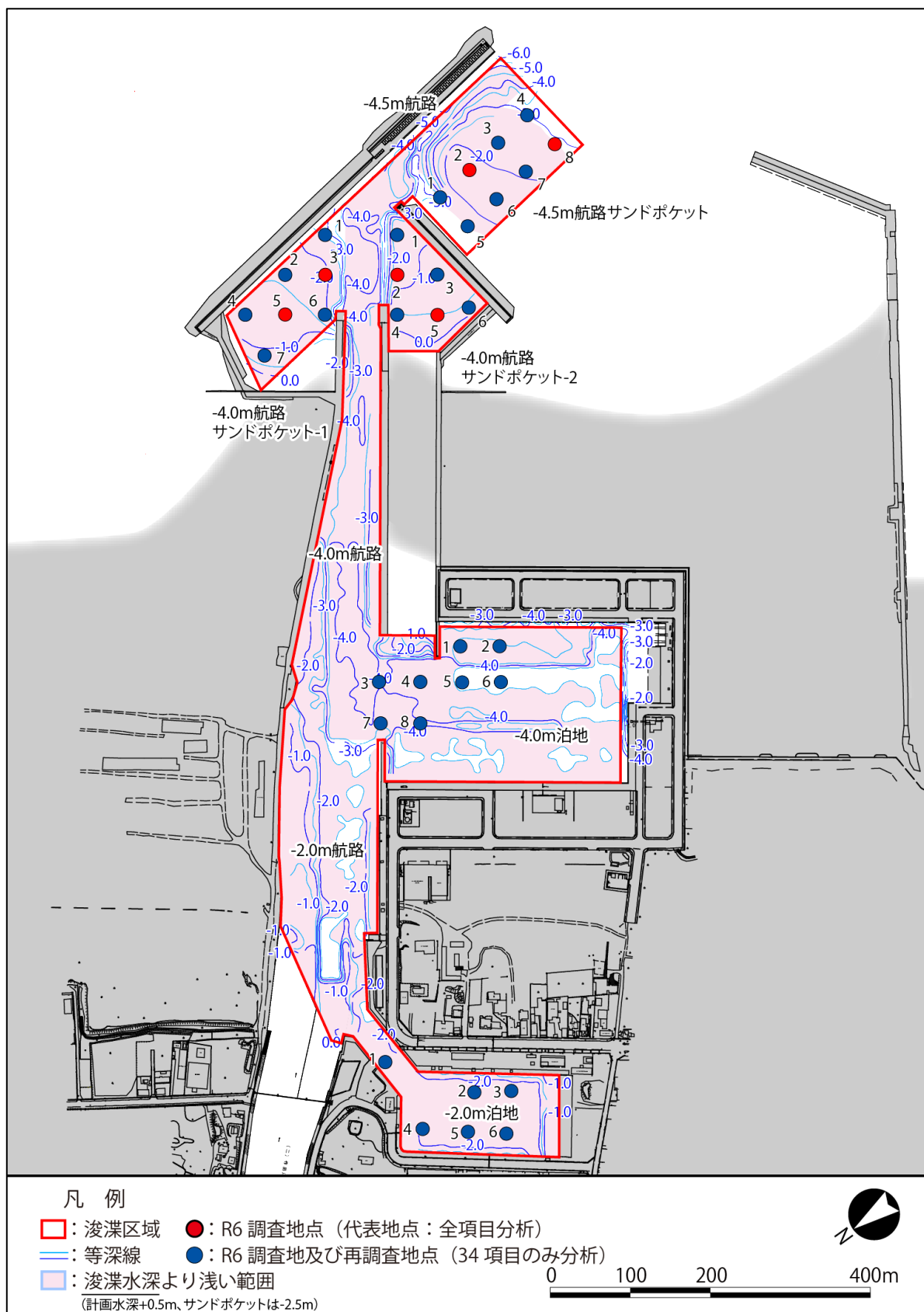
出典) 「基盤地図情報」 (国土地理院、<https://fgd.gsi.go.jp/download/terms.html>、令和 4 年 8 月閲覧) より作成

図ー1.2(1) 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置 (泊地及び航路)



出典)「基盤地図情報」(国土地理院、<https://fgd.gsi.go.jp/download/terms.html>、令和4年8月閲覧)より作成

図ー1.2(2) 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置
(泊地及び航路の補足調査地点及び上限値超過地点)



備考) 港内の数値は、現状 (令和 6 年 8 月測量実施) の等深線 (水深 : m) を示す。

出典) 「基盤地図情報」(国土地理院、<https://fgd.gsi.go.jp/download/terms.html>、令和 4 年 8 月閲覧) より作成

図-1.2(3) 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置
(サンドポケット及び再調査地点)

表－1.1(1) 試料採取地点と採取層の概要（泊地及び航路）

調査地点	凡例	現況水深 (m)	計画水深 (m)	採取試料厚 (m)	コア数 (検体数)	分析 項目	調査日
-4.5m 航路	○	-4.26	-4.5	0.80	1	全項目	令和5年 7月26日
-4.0m 航路	○	-3.59	-4.0	0.95	1	全項目	
-4.0m 泊地	○	-3.74	-4.0	0.85	1	全項目	
-2.0m 航路	○	-1.84	-2.0	0.70	1	全項目	
-2.0m 泊地	○	-1.70	-2.0	0.80	1	全項目	
-4.5m 航路①～④	●	—	-4.5	0.5(表層)	各1計4	CODsed	令和5年 7月27日
-4.0m 航路①～⑩	●	—	-4.0	0.5(表層)	各1計18	CODsed	
-4.0m 泊地①～⑩, ⑭, ⑮, ⑯	●	—	-4.0	0.5(表層)	各1計24	CODsed	
-4.0m 泊地⑰～⑲	●	—	-4.0	0.5(表層)		CODsed	7月28日
-2.0m 航路①～⑬	●	—	-2.0	0.5(表層)	各1計13	CODsed	令和5年 7月28日
-2.0m 泊地①～⑧	●	—	-2.0	0.5(表層)	各1計8	CODsed	

備考) 1. 柱状採泥の採取試料厚は、浚渫水深と同じであり、計画水深+余掘（0.5m）である。

2. 柱状試料のコア長はいずれも0.5mを超えることから、判定基準換算値を求め使用した。

3. 凡例○の色分けは、図－1.2(1)の凡例色分けに準ずる。

表－1.1(2) 試料採取地点と採取層の概要（サンドポケット及び再調査地点）

調査地点	凡例	現況水深 (m)	浚渫水深 (m)	採取試料厚 (m)	コア数 (検体数)	分析 項目	調査日
-4.5m 航路 サンドポケット	1 ●	-2.00	-2.5	0.50	1	34項目	令和6年 11月14日
	2 ●	-2.08	-2.5	0.42	1	全項目	
	3 ●	-2.34	-2.5	0.16	1	34項目	
	4 ●	-2.38	-2.5	0.12	1	34項目	
	5 ●	-2.08	-2.5	0.42	1	34項目	
	6 ●	-2.05	-2.5	0.45	1	34項目	
	7 ●	-2.39	-2.5	0.11	1	34項目	
	8 ●	-2.38	-2.5	0.12	1	全項目	
-4.0m 航路 サンドポケット-1	1 ●	-2.22	-2.5	0.28	1	34項目	令和6年 10月22日
	2 ●	-2.10	-2.5	0.40	1	34項目	
	3 ●	-2.10	-2.5	0.40	1	全項目	
	4 ●	-1.20	-2.5	1.30	3	34項目	11月12日
	5 ●	-1.60	-2.5	0.90	2	全項目	10月22日
	6 ●	-2.00	-2.5	0.50	1	34項目	11月12日
	7 ●	-1.00	-2.5	1.50	3	34項目	
-4.0m 航路 サンドポケット-2	1 ●	-1.34	-2.5	1.16	3	34項目	令和6年 11月13日
	2 ●	-1.50	-2.5	1.00	2	全項目	
	3 ●	-0.86	-2.5	1.64	4	34項目	
	4 ●	-0.80	-2.5	1.70	4	34項目	11月12日
	5 ●	-0.50	-2.5	2.00	4	全項目	
	6 ●	-0.60	-2.5	1.90	4	34項目	
-4.0m 泊地	1 ●	-3.10	-4.5	1.40	1	34項目	令和6年 10月22日
	2 ●	-3.50	-4.5	1.00	1	34項目	
	3 ●	-3.80	-4.5	0.70	1	34項目	
	4 ●	-3.90	-4.5	0.60	1	34項目	
	5 ●	-4.50	-4.5	0.50	1	34項目	
	6 ●	-4.50	-4.5	0.50	1	34項目	
	7 ●	-3.70	-4.5	0.80	1	34項目	
	8 ●	-4.00	-4.5	0.50	1	34項目	
-2.0m 泊地	1 ●	-2.00	-2.5	0.50	1	34項目	
	2 ●	-1.70	-2.5	0.80	1	34項目	
	3 ●	-1.50	-2.5	1.00	1	34項目	
	4 ●	-1.70	-2.5	0.80	1	34項目	
	5 ●	-1.60	-2.5	0.90	1	34項目	
	6 ●	-1.80	-2.5	0.70	1	34項目	

備考) 1. サンドポケットの採取試料厚は、計画水深に関わらず-2.5mである。

2. コア長が0.5mを超える試料（表中網掛け）は、判定基準換算値を求め使用した。

3. 凡例○の色分けは、図－1.2(3)の凡例色分けに準ずる。

表－1.1(3) 分析項目

分析項目		全項目	34 項目
物理的 特性	形態	○	
	比重	○	
	粒径組成	○	
化学的 特性	水底土砂の判定基準に係る項目		○
	判定基準に係る有害物質等 以外の有害物質	クロロフォルム	○
		ホルムアルデヒド	○
	その他の有害物質等	陰イオン界面活性剤(溶出)	○
		非イオン界面活性剤(溶出)	○
		ベンゾ(a)ピレン(溶出)	○
		トリブチルスズ化合物(溶出)	○
		水銀(含有)	○
		ポリ塩化ビフェニル(含有)	○
		ダイオキシン類(含有)	○
生化学 的・ 生物学的 特性	有機物の濃度に係る指標	CODsed	○
		強熱減量	○
	水底に生息する生物		○

備考) 表－1.1(1)、表－1.1(2)の「分析項目」の内容について該当する項目に「○」を付した。

(2) 海洋投入できる水底土砂に関する政令第 6 条への適合及び水底土砂に係る判定基準（昭和 48 年総理府令第 6 号）への適合状況

海洋投入処分しようとする水底土砂が、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」（昭和 46 年 政令第 201 号）第 6 条で規定される「特定水底土砂」、「指定水底土砂」^{※1}、「前条第二項第四号に規定する水底土砂」、「前条第二項第五号に規定する水底土砂」のいずれにも該当しない一般水底土砂（「水底土砂に係る判定基準」^{※2}を下回る土砂）であることを把握するため、浚渫区域の中から図-1.2 に示す地点で水底土砂の採取を行い、性状の把握を行った。

これらは以下に示す理由により、浚渫区域の土砂の特性を代表するものと考えた。

海洋投入処分しようとする水底土砂の特性を把握するため、泊地及び航路における浚渫区域の中から図-1.2(1)に示す 5 地点（凡例○）で水底土砂の採取を行い、性状の把握を行った。これらは以下に示す理由により、浚渫区域の土砂の特性を代表するものと考えた。

各施設に 1 地点、中心付近もしくは土砂が堆積している地点を代表地点として設定した。底質試料採取深度を浚渫水深（計画水深+余掘 0.5m）までとすることで、鉛直方向の性状を把握した。分析項目は、判定基準項目に加え、物理的、化学的、生化学的・生物学的特性項目についても分析を実施した。

さらに、代表 5 地点（凡例○）における測定に加えて、水平的な汚染状況を補完的に把握する目的で「一般水底土砂の海洋投入処分許可申請書類等作成の手引」（環境省、平成 29 年（令和 6 年一部改訂））（以下「手引」という）に従い、図-1.2(1)に●で示した 67 地点において補足調査を行った。50m 間隔で配置した補足調査地点において表層採泥を行い、指標とした COD_{sed} の値が過去の分析結果と比べて統計的に有意に変動しているか否かを検証した。その結果、図-1.2(2)に示す 14 地点（凡例⦿）で 95% 予測区間の上限値を超過した。詳細については、「添付書類-2、1 章 1.2 節（2）浚渫区域における底質の水平方向の性状把握（補足調査）」において示す。超過した 14 地点（図-1.2(3)参照）については、浚渫水深（計画水深+余掘 0.5m）まで底質試料を採取し、判定基準項目を分析した。

サンドポケットについては、これまで調査を実施したことがないことから、図-1.2(3)に示すとおり、50m 間隔の均等配置の考え方にに基づき水平方向の採取地点を設定した。また、鉛直方向における性状を把握するため、採取深度を-2.5m までとしてサンプリングを行い、判定基準項目について分析した。なお、図-1.2(3)において●で示した 6 地点を代表点として選び、判定基準項目に加え、物理的、化学的、生化学的・生物学的特性項目について分析を実施した。

表-1.2 の分析結果より、全ての項目について「水底土砂に係る判定基準」^{※1}を下回っている。また、浚渫計画範囲は千葉県房総半島沿岸東側の太平洋沿岸に位置することから、「指定水底土砂」^{※2}に該当しない。したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年 法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める規定を満たした一般水底土砂であると判断される。

なお、実際の浚渫時には監視計画に基づいて改めて調査を実施し、判定基準への適合状況を確認する。

※1:「指定水底土砂」

環境大臣が指定する海域（田子の浦港、三島・川之江港の2海域）から除去された水底土砂のうち熱しゃく減量が20%未満である土砂を指す（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成17年 政令第209号）、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項第1号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定」（昭和48年 環境庁告示第18号）関連）。

※2:「水底土砂に係る判定基準」

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年 総理府令第6号）」により定める水底土砂に係る判定基準、及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年 政令201号）」により定める「特定水底土砂」の判定基準。

表－1.2(1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和5年7月26日

	項目	単位	調査地点	-4.5m航路		-4.0m航路		判定
			コア厚・換算値	0.80 m	×0.63	0.95 m	×0.53	
			基準値等	結果	判定基準 換算値 ^{※2}	結果	判定基準 換算値 ^{※2}	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	検出されないこと	不検出	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0003	0.00315以下	< 0.0003	0.00265以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.063以下	< 0.01	0.053以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.063以下	< 0.01	0.053以下	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.63以下	< 0.1	0.53以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.05	0.32以下	< 0.05	0.265以下	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.063以下	< 0.01	0.053以下	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.63以下	< 0.1	0.53以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	0.00189以下	< 0.0005	0.0016以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.3	1.89以下	< 0.3	1.59以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	1.26以下	< 0.2	1.06以下	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 2	9.5以下	< 2	7.95以下	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.03	0.189以下	< 0.03	0.159以下	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.063以下	< 0.01	0.053以下	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.3	1.58以下	< 0.3	1.325以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	1.26以下	< 0.2	1.06以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.1	0.76以下	< 0.1	0.636以下	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.2	0.95以下	< 0.2	0.795以下	○
19	有機塩素化合物 ^{※1}	mg/kg	40以下	< 4	25.2未満	< 4	21.2未満	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.02	0.126以下	< 0.02	0.106以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.0126以下	< 0.002	0.0106以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.004	0.0252以下	< 0.004	0.0212以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.1	0.63以下	< 0.1	0.53以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.04	0.252以下	< 0.04	0.212以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.3	1.89以下	< 0.3	1.59以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.006	0.0378以下	< 0.006	0.0318以下	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.0126以下	< 0.002	0.0106以下	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	0.0378以下	< 0.006	0.0318以下	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.003	0.0189以下	< 0.003	0.0159以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.02	0.126以下	< 0.02	0.106以下	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.063以下	< 0.01	0.053以下	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.063以下	< 0.01	0.053以下	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.05	0.315以下	< 0.05	0.265以下	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.022	6.3以下	0.017	5.3以下	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：コア厚が0.5mを超えるため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準に換算係数を掛けた換算値とした。

表－1.2(2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和5年7月26日

	項目	単位	調査地点	-4.0m泊地		-2.0m航路		判定
			コア厚・換算値	0.85 m	×0.59	0.70 m	×0.71	
			基準値等	結果	判定基準 換算値 ^{※2}	結果	判定基準 換算値 ^{※2}	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	検出されないこと	不検出	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0003	0.00295以下	< 0.0003	0.00355以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.059以下	< 0.01	0.071以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.059以下	< 0.01	0.071以下	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.59以下	< 0.1	0.71以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.05	0.3以下	< 0.05	0.36以下	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.059以下	< 0.01	0.071以下	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.59以下	< 0.1	0.71以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	0.00177以下	< 0.0005	0.00213以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.3	1.77以下	< 0.3	2.13以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	1.18以下	< 0.2	1.42以下	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 2	8.9以下	< 2	10.7以下	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.03	0.177以下	< 0.03	0.213以下	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.059以下	< 0.01	0.071以下	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.3	1.48以下	< 0.3	1.78以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	1.18以下	< 0.2	1.42以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.1	0.71以下	< 0.1	0.85以下	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.2	0.89以下	< 0.2	1.07以下	○
19	有機塩素化合物 ^{※1}	mg/kg	40以下	< 4	23.6未満	< 4	28.4未満	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.02	0.118以下	< 0.02	0.142以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.0118以下	< 0.002	0.0142以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.004	0.0236以下	< 0.004	0.0284以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.1	0.59以下	< 0.1	0.71以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.04	0.236以下	< 0.04	0.284以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.3	1.77以下	< 0.3	2.13以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.006	0.0354以下	< 0.006	0.0426以下	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.0118以下	< 0.002	0.0142以下	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	0.0354以下	< 0.006	0.0426以下	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.003	0.0177以下	< 0.003	0.0213以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.02	0.118以下	< 0.02	0.142以下	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.059以下	< 0.01	0.071以下	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.059以下	< 0.01	0.071以下	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.05	0.295以下	< 0.05	0.355以下	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.0032	5.9以下	0.026	7.1以下	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：コア厚が0.5mを超えるため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準に換算係数を掛けた換算値とした。

表－1.2(3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和5年7月26日

	項目	単位	調査地点	-2.0m泊地		判定
			コア厚・換算値	0.80 m	× 0.63	
			基準値等	結果	判定基準 換算値 ^{※2}	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0003	0.00315以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.063以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.063以下	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.63以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.05	0.32以下	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.063以下	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.63以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	0.00189以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.3	1.89以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	1.26以下	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 2	9.5以下	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.03	0.189以下	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.063以下	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.3	1.58以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	1.26以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.1	0.76以下	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.2	0.95以下	○
19	有機塩素化合物 ^{※1}	mg/kg	40以下	< 4	25.2未満	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.02	0.126以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.0126以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.004	0.0252以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.1	0.63以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.04	0.252以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.3	1.89以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.006	0.0378以下	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.0126以下	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	0.0378以下	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.003	0.0189以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.02	0.126以下	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.063以下	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.063以下	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.05	0.315以下	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.12	6.3以下	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：コア厚が0.5mを超えるため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準に換算係数を掛けた換算値とした。

表－1.2(4) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年11月14日

	項目	単位	調査地点	-4.5m航路サンドポケット				判定
			1	2	3	4		
			コ7厚	0.50 m	0.42 m	0.16 m	0.12 m	
			基準値等	結果	結果	結果	結果	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
11	垂鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 2	< 2	< 2	< 2	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
19	有機塩素化合物※	mg/kg	40以下	< 4	< 4	< 4	< 4	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.21	0.21	0.23	0.21	○

※有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

表－1.2(5) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年11月14日

	項目	単位	調査地点	-4.5m航路サンドポケット				判定
			5	6	7	8		
			コ7厚	0.42 m	0.45 m	0.11 m	0.12 m	
			基準値等	結果	結果	結果	結果	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 2	< 2	< 2	< 2	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
19	有機塩素化合物※	mg/kg	40以下	< 4	< 4	< 4	< 4	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.20	0.21	0.29	0.21	○

※有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

表－1.2(6) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 1～3：令和6年10月22日、4：令和6年11月12日

	項目	単位	調査地点	-4.0m航路サンドポケット-1						判定
			採取層	1	2	3	4-1	4-2	4-3	
			コ7厚	0.28 m	0.40 m	0.40 m	0.30 m	0.50 m	0.50 m	
			基準値等	結果	結果	結果	結果	結果	結果	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
7	ヒ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 2	< 2	< 2	< 2	< 2	< 2	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
15	ペリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
19	有機塩素化合物※	mg/kg	40以下	< 4	< 4	< 4	< 4	< 4	< 4	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.094	0.034	0.084	0.69	0.089	0.062	○

※有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

表－1.2(7) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 5～6：令和6年10月22日、7：令和6年11月12日

	項目	単位	調査地点	-4.0m航路サンドポケット-1						判定
			採取層	5-1	5-2	6	7-1	7-2	7-3	
			コ7厚	0.40 m	0.50 m	0.50 m	0.50 m	0.50 m	0.50 m	
			基準値等	結果	結果	結果	結果	結果	結果	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 2	< 2	< 2	< 2	< 2	< 2	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
15	ペリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
19	有機塩素化合物※	mg/kg	40以下	< 4	< 4	< 4	< 4	< 4	< 4	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.16	0.017	0.13	0.089	0.021	0.0018	○

※有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

表－1.2(8) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年11月13日

	項目	単位	調査地点 －採取層 コ7厚 基準値等	-4.0m航路サンドポケット-2					判定
				1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	
				0.16 m	0.50 m	0.50 m	0.50 m	0.50 m	
				結果	結果	結果	結果	結果	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	0.01	< 0.01	< 0.01	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
7	ヒ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 2	< 2	< 2	< 2	< 2	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
19	有機塩素化合物※	mg/kg	40以下	< 4	< 4	< 4	< 4	< 4	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.047	0.0076	0.0053	0.062	0.017	○

※有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

表-1.2(9) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年11月13日

	項目	単位	調査地点 -採取層 コ7厚 基準値等	-4.0m航路サンドポケット-2				判定
				3-1	3-2	3-3	3-4	
				0.14 m	0.50 m	0.50 m	0.50 m	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 2	< 2	< 2	< 2	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
19	有機塩素化合物※	mg/kg	40以下	< 4	< 4	< 4	< 4	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.055	0.034	0.0028	0.0067	○

※有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

表-1.2(10) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年11月13日

	項目	単位	調査地点 -採取層 コ7厚 基準値等	-4.0m航路サンドポケット-2				判定
				4-1	4-2	4-3	4-4	
				0.20 m	0.50 m	0.50 m	0.50 m	
				結果	結果	結果	結果	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 2	< 2	< 2	< 2	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
19	有機塩素化合物※	mg/kg	40以下	< 4	< 4	< 4	< 4	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.018	0.0070	0.0048	0.00059	○

※有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

表-1.2(11) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年11月12日

	項目	単位	調査地点 -採取層 コ7厚 基準値等	-4.0m航路サンドポケット-2				判定
				5-1	5-2	5-3	5-4	
				0.50 m	0.50 m	0.50 m	0.50 m	
				結果	結果	結果	結果	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 2	< 2	< 2	< 2	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
19	有機塩素化合物※	mg/kg	40以下	< 4	< 4	< 4	< 4	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.023	0.0050	0.00089	0.00035	○

※有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

表-1.2(12) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年11月12日

	項目	単位	調査地点 -採取層 コ7厚 基準値等	-4.0m航路サンドポケット-2				判定
				6-1	6-2	6-3	6-4	
				0.40 m	0.50 m	0.50 m	0.50 m	
				結果	結果	結果	結果	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 2	< 2	< 2	< 2	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	○
19	有機塩素化合物※	mg/kg	40以下	< 4	< 4	< 4	< 4	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.014	0.0051	0.0056	0.00037	○

※有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

表－1.2(13) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年10月22日

	項目	単位	調査地点	-4.0m泊地				判定
			コ7厚・換算値	1		2		
				1.40 m	× 0.36	1.00 m	× 0.50	
			基準値等	結果	判定基準 換算値※2	結果	判定基準 換算値※2	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	検出されないこと	不検出	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0005	0.0018以下	< 0.0005	0.0025以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.001	0.04以下	< 0.001	0.05以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.04以下	< 0.01	0.05以下	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.4以下	< 0.1	0.5以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.04	0.18以下	< 0.04	0.25以下	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	0.005	0.04以下	< 0.005	0.05以下	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.4以下	< 0.1	0.5以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	0.0011以下	< 0.0005	0.0015以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.01	1.1以下	< 0.01	1.5以下	○
11	垂鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.05	0.7以下	< 0.05	1.0以下	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 1	5.4以下	< 1	7.5以下	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.002	0.11以下	< 0.002	0.15以下	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.04以下	< 0.002	0.05以下	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.02	0.89以下	< 0.02	1.25以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.04	0.7以下	< 0.04	1.0以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	0.01	0.43以下	< 0.01	0.60以下	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.02	0.54以下	< 0.02	0.75以下	○
19	有機塩素化合物※1	mg/kg	40以下	< 4	14.3以下	< 4	20.0以下	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.002	0.07以下	< 0.002	0.10以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.007以下	< 0.002	0.010以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.002	0.014以下	< 0.002	0.020以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.002	0.4以下	< 0.002	0.5以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.002	0.14以下	< 0.002	0.20以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.002	1.1以下	< 0.002	1.5以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.002	0.021以下	< 0.002	0.030以下	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.007以下	< 0.002	0.010以下	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	0.021以下	< 0.006	0.030以下	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.002	0.011以下	< 0.002	0.015以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.002	0.07以下	< 0.002	0.10以下	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.04以下	< 0.002	0.05以下	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.04以下	< 0.002	0.05以下	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.005	0.18以下	< 0.005	0.25以下	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.071	3.6以下	0.037	5.0以下	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：コア厚が0.5mを超えるため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準に換算係数を掛けた換算値とした。

表－1.2(14) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年10月22日

	項目	単位	調査地点	-4.0m泊地				判定
			コ7厚・換算値	3		4		
				0.70 m	× 0.71	0.60 m	× 0.83	
				基準値等	結果	判定基準 換算値※2	結果	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	検出されないこと	不検出	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0005	0.0036以下	< 0.0005	0.0042以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.001	0.07以下	< 0.001	0.08以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.07以下	< 0.01	0.08以下	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.7以下	< 0.1	0.8以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.04	0.36以下	< 0.04	0.42以下	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.005	0.07以下	< 0.005	0.08以下	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.7以下	< 0.1	0.8以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	0.0021以下	< 0.0005	0.0025以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.01	2.1以下	< 0.01	2.5以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.05	1.4以下	< 0.05	1.7以下	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 1	10.7以下	< 1	12.5以下	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.002	0.21以下	< 0.002	0.25以下	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.07以下	< 0.002	0.08以下	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.02	1.79以下	< 0.02	2.08以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.04	1.4以下	< 0.04	1.7以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.01	0.86以下	< 0.01	1.00以下	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.02	1.07以下	< 0.02	1.25以下	○
19	有機塩素化合物※1	mg/kg	40以下	< 4	28.6以下	< 4	33.3以下	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.002	0.14以下	< 0.002	0.17以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.014以下	< 0.002	0.017以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.002	0.029以下	< 0.002	0.033以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.002	0.7以下	< 0.002	0.8以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.002	0.29以下	< 0.002	0.33以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.002	2.1以下	< 0.002	2.5以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.002	0.043以下	< 0.002	0.050以下	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.014以下	< 0.002	0.017以下	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	0.043以下	< 0.006	0.050以下	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.002	0.021以下	< 0.002	0.025以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.002	0.14以下	< 0.002	0.17以下	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.07以下	< 0.002	0.08以下	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.07以下	< 0.002	0.08以下	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.005	0.36以下	< 0.005	0.42以下	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.035	7.1以下	0.033	8.3以下	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：コア厚が0.5mを超えるため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準に換算係数を掛けた換算値とした。

表－1.2(15) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年10月22日

	項目	単位	調査地点	-4.0m泊地		判定
			コ7厚・換算値	5 0.50 m	6 0.50 m	
			基準値等	結果	結果	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0005	< 0.0005	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.001	< 0.001	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.04	< 0.04	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.005	< 0.005	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	< 0.0005	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.01	< 0.01	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.05	< 0.05	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 1	< 1	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.002	< 0.002	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.002	< 0.002	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.02	< 0.02	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.04	< 0.04	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.01	< 0.01	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.02	< 0.02	○
19	有機塩素化合物※1	mg/kg	40以下	< 4	< 4	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.002	< 0.002	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.002	< 0.002	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.002	< 0.002	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.002	< 0.002	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.002	< 0.002	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.002	< 0.002	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.002	< 0.002	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.002	< 0.002	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.002	< 0.002	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.002	< 0.002	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.005	< 0.005	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.050	0.074	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

表－1.2(16) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年10月22日

	項目	単位	調査地点	-4.0m泊地			判定
				7		8	
			コア厚・換算値	0.80 m	×0.63	0.50 m	
			基準値等	結果	判定基準 換算値※2	結果	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	検出されないこと	不検出	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0005	0.0031以下	< 0.0005	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.001	0.06以下	< 0.001	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.06以下	< 0.01	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.6以下	< 0.1	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.04	0.31以下	< 0.04	○
7	ヒ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.005	0.06以下	< 0.005	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.6以下	< 0.1	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	0.0019以下	< 0.0005	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.01	1.9以下	< 0.01	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.05	1.3以下	< 0.05	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 1	9.4以下	< 1	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.002	0.19以下	< 0.002	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.06以下	< 0.002	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.02	1.56以下	< 0.02	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.04	1.3以下	< 0.04	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.01	0.75以下	< 0.01	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.02	0.94以下	< 0.02	○
19	有機塩素化合物※1	mg/kg	40以下	< 4	25.0以下	< 4	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.002	0.13以下	< 0.002	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.013以下	< 0.002	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.002	0.025以下	< 0.002	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.002	0.6以下	< 0.002	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.002	0.25以下	< 0.002	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.002	1.9以下	< 0.002	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.002	0.038以下	< 0.002	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.013以下	< 0.002	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	0.038以下	< 0.006	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.002	0.019以下	< 0.002	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.002	0.13以下	< 0.002	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.06以下	< 0.002	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.06以下	< 0.002	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.005	0.31以下	< 0.005	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.047	6.3以下	0.040	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：No.7はコア厚が0.5mを超えるため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準に換算係数を掛けた換算値とした。

表－1.2(17) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年10月22日

	項目	単位	調査地点	-2.0m泊地			判定
			コア厚・換算値	1	2		
				0.50 m	0.80 m	×0.63	
				基準値等	結果	結果	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0005	< 0.0005	0.0031以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.001	< 0.001	0.06以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	< 0.01	0.06以下	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	0.6以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.04	< 0.04	0.31以下	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.005	< 0.005	0.06以下	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	< 0.1	0.6以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	< 0.0005	0.0019以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.01	< 0.01	1.9以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.05	< 0.05	1.3以下	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 1	< 1	9.4以下	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.002	< 0.002	0.19以下	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.002	< 0.002	0.06以下	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.02	< 0.02	1.56以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.04	< 0.04	1.3以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.01	< 0.01	0.75以下	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.02	< 0.02	0.94以下	○
19	有機塩素化合物※1	mg/kg	40以下	< 4	< 4	25.0以下	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.002	< 0.002	0.13以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	0.013以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.002	< 0.002	0.025以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.002	< 0.002	0.6以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.002	< 0.002	0.25以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.002	< 0.002	1.9以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.002	< 0.002	0.038以下	○
27	1,3-ジクロロプロベン	mg/L	0.02以下	< 0.002	< 0.002	0.013以下	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	< 0.006	0.038以下	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.002	< 0.002	0.019以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.002	< 0.002	0.13以下	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.002	< 0.002	0.06以下	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.002	< 0.002	0.06以下	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.005	< 0.005	0.31以下	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.065	0.052	6.3以下	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：No.2はコア厚が0.5mを超えるため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準に換算係数を掛けた換算値とした。

表－1.2(18) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年10月22日

	項目	単位	調査地点	-2.0m泊地				判定
			コ7厚・換算値	3		4		
				1.00 m	× 0.50	0.80 m	× 0.63	
				基準値等	結果	判定基準 換算値※2	結果	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	検出されないこと	不検出	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0005	0.0025以下	< 0.0005	0.0031以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.001	0.05以下	< 0.001	0.06以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.05以下	< 0.01	0.06以下	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.5以下	< 0.1	0.6以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.04	0.25以下	< 0.04	0.31以下	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.005	0.05以下	< 0.005	0.06以下	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.5以下	< 0.1	0.6以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	0.0015以下	< 0.0005	0.0019以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.01	1.5以下	< 0.01	1.9以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.05	1.0以下	< 0.05	1.3以下	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 1	7.5以下	< 1	9.4以下	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.002	0.15以下	< 0.002	0.19以下	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.05以下	< 0.002	0.06以下	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.02	1.25以下	< 0.02	1.56以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.04	1.0以下	< 0.04	1.3以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.01	0.60以下	< 0.01	0.75以下	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.02	0.75以下	0.02	0.94以下	○
19	有機塩素化合物※1	mg/kg	40以下	< 4	20.0以下	< 4	25.0以下	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.002	0.10以下	< 0.002	0.13以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.010以下	< 0.002	0.013以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.002	0.020以下	< 0.002	0.025以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.002	0.5以下	< 0.002	0.6以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.002	0.20以下	< 0.002	0.25以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.002	1.5以下	< 0.002	1.9以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.002	0.030以下	< 0.002	0.038以下	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.010以下	< 0.002	0.013以下	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	0.030以下	< 0.006	0.038以下	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.002	0.015以下	< 0.002	0.019以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.002	0.10以下	< 0.002	0.13以下	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.05以下	< 0.002	0.06以下	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.05以下	< 0.002	0.06以下	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.005	0.25以下	< 0.005	0.31以下	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.140	5.0以下	0.097	6.3以下	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：コア厚が0.5mを超えるため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準に換算係数を掛けた換算値とした。

表－1.2(19) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和6年10月22日

	項目	単位	調査地点	-2.0m泊地				判定
			コ7厚・換算値	5		6		
				0.90 m	× 0.56	0.70 m	× 0.71	
				基準値等	結果	判定基準 換算値※2	結果	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	不検出	検出されないこと	不検出	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	< 0.0005	0.0028以下	< 0.0005	0.0036以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.001	0.06以下	< 0.001	0.07以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.01	0.06以下	< 0.01	0.07以下	○
5	有機りん化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.6以下	< 0.1	0.7以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	< 0.04	0.28以下	< 0.04	0.36以下	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.005	0.06以下	< 0.005	0.07以下	○
8	シアン化合物	mg/L	1以下	< 0.1	0.6以下	< 0.1	0.7以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	< 0.0005	0.0017以下	< 0.0005	0.0021以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	< 0.01	1.7以下	< 0.01	2.1以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.05	1.1以下	< 0.05	1.4以下	○
12	ふつ化物	mg/L	15以下	< 1	8.3以下	< 1	10.7以下	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	< 0.002	0.17以下	< 0.002	0.21以下	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.06以下	< 0.002	0.07以下	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	< 0.02	1.39以下	< 0.02	1.79以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	< 0.04	1.1以下	< 0.04	1.4以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	< 0.01	0.67以下	< 0.01	0.86以下	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	< 0.02	0.83以下	< 0.02	1.07以下	○
19	有機塩素化合物※1	mg/kg	40以下	< 4	22.2以下	< 4	28.6以下	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	< 0.002	0.11以下	< 0.002	0.14以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.011以下	< 0.002	0.014以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	< 0.002	0.022以下	< 0.002	0.029以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	< 0.002	0.6以下	< 0.002	0.7以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	< 0.002	0.22以下	< 0.002	0.29以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	< 0.002	1.7以下	< 0.002	2.1以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	< 0.002	0.033以下	< 0.002	0.043以下	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	< 0.002	0.011以下	< 0.002	0.014以下	○
28	チウラム	mg/L	0.06以下	< 0.006	0.033以下	< 0.006	0.043以下	○
29	シマジン	mg/L	0.03以下	< 0.002	0.017以下	< 0.002	0.021以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	< 0.002	0.11以下	< 0.002	0.14以下	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.06以下	< 0.002	0.07以下	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	< 0.002	0.06以下	< 0.002	0.07以下	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	< 0.005	0.28以下	< 0.005	0.36以下	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.044	5.6以下	0.062	7.1以下	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：コア厚が0.5mを超えるため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準に換算係数を掛けた換算値とした。